

2020年9月24日

各 位

会 社 名 五洋インテックス株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 川勝 宣昭
(JASDAQ・コード7519)
問 合 せ 先
役 職 ・ 氏 名 取締役 菊地 徹
電 話 03-6281-9861

財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備に関するお知らせ

当社は、本日、金融商品取引法第24条の4の4第1項に基づき、関東財務局に提出いたしました2020年3月期の内部統制報告書において、開示すべき重要な不備があり、財務報告に係る内部統制は有効でない旨を記載いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 開示すべき重要な不備の内容

当事業年度において意思決定のプロセス及び子会社管理体制に重大な不備があったと認識しております。意思決定のプロセスについては取締役会の運営、社外取締役の関与、予算統制に不備があり十分な管理がなされていませんでした。

特に連結子会社である五洋亜細亜株式会社において、取締役会で十分な議論を経ずに進められたこともあり、取締役会及び監査役会による監視機能が十分に発揮できていなかったことがあげられます。五洋亜細亜株式会社において、貸付金計上に関する証拠が保管されていなかったため、連結財務諸表に含まれている当連結会計年度末の貸付金20百万円及び期中行った入金並びに出金に関する取引28百万円についての資料が適切に管理・保管されていませんでした。このように子会社に対しての意思決定のプロセス及び管理体制が不十分だったこと、子会社における会計処理方針あるいはガイドラインの整備が不十分だったこと、子会社の会計データを含む経営管理指標のモニタリング体制が不十分だったことなどの不備があり、内部統制が機能しなかったといえます。

適時開示業務においては、適時開示制度に対する認識不足から、四半期報告書の訂正報告を適時に発行できないことや、取締役会の承認を得ないまま開示手続きを行ってしまうなど手続きにおいての度重なるミスも発生しました。また決算・財務報告プロセスにおいても、適正な会計処理を行うための経理マニュアル等はあったものの、担当者のスキル等に依存した体制のため、会計に関する専門的な知識不足によって適正な処理が行われていませんでした。また会計処理の前提となる事実関係の把握および必要な情報の収集が不十分であったといえます。このような事象を鑑みて意思決定のプロセス及び当社の子会社管理を含む全社統制、および財務報告に係る内部統制に不備があることから、当社の財務報告に重要な影響を及ぼす可能性があるとし、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。

2. 事業年度末までに是正できなかった理由

事業年度の末日までに是正されなかった理由は、人員不足により十分な対策を講じることが出来ず、不備を認識したのが当事業年度期末後となってしまい、改善を実施することが当事業年度後になったためであります。

3. 開示すべき重要な不備の是正方針

当社は、財務報告に係る内部統制の整備および運用の重要性を強く認識しており、財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備を是正するため、以下のとおり再発防止策を講じ、内部統制の改善および充実・強化を図ります。

- (1) グループ管理体制の強化及びコンプライアンスを重視した企業風土の形成とその浸透
- (2) 当社における取締役会、監査役会、内部監査による監視機能強化
- (3) 内部通報制度による調査是正
- (4) 適時開示をはじめ関連事項の研修

4. 連結財務諸表等に与える影響

上記不備に起因する必要な修正事項は連結財務諸表に反映させており、2020年3月期の連結財務諸表に与える影響はございません。

5. 連結財務諸表の監査報告における監査意見

無限定適正意見であります。

以 上